

## 源泉所得税の自己点検結果等について

### 1 経緯

源泉所得税の徴収漏れに係る知事部局における対応を踏まえ、企業庁として自己点検を実施した。

### 2 自己点検の概要

- (1) 対象機関 源泉徴収義務者である滋賀県企業庁長の所管する所属  
(総務課、旧水道事務所)
- (2) 実施期間 平成 25 年 11 月 1 日～11 月 27 日
- (3) 対象期間 平成 21 年 1 月 1 日～平成 25 年 11 月 25 日(支払分)
- (4) 調査内容 ①建築士、土地家屋調査士など所得税法第 204 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に関する報酬または料金にかかる源泉所得税  
②報酬、料金等および給与等の源泉所得税にかかる復興特別所得税  
③交通用具を使用して通勤する人への通勤手当について、非課税限度額を超える金額の課税

### 3 自己点検結果および対応

#### (1) 徴収不足額等

| 源泉所得税不足額 | 延滞税    | 不納付加算税 | 納付額合計    |
|----------|--------|--------|----------|
| 126,900円 | 3,000円 | なし     | 129,900円 |

- (2) 企業庁は草津税務署に源泉所得税不足額および延滞税を納付する。  
(平成 25 年 12 月中に納付予定)
- (3) 企業庁は該当する事業主等に謝罪し、源泉徴収すべきであった所得税相当額の企業庁への返還を請求する。

### 4 源泉徴収漏れの要因

個人事業主を事業所名などから源泉徴収の必要がない「法人」とであると誤認したこと。

### 5 再発防止策

- (1) 担当者に対して源泉徴収制度の周知徹底を図り、研修を実施する。
- (2) 支払事務における適正な処理を徹底するため、支出審査を強化する。

(参考)

◎所得税法第204条第1項第2号

(源泉徴収義務)

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、

その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

二 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

◎用語の説明

|               |                                                                                                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 源泉徴収制度        | 所得税は、所得者自身がその年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされているが、これと併せて講演料や弁護士等の業務に関する「報酬・料金」などの特定の所得については、その所得の支払いの際に支払者が所得税を徴収して納付する制度が採用されている。          |
| 源泉徴収義務者       | 源泉徴収制度において所得税を源泉徴収して国に納付する者をいう。<br>(県においては、それぞれの所属が源泉徴収義務者となっている。)                                                                                                 |
| 源泉徴収をした所得税の納付 | 原則としてその源泉徴収の対象となる所得を支払った翌月10日に納付しなければならない。<br>○ 延滞税:税金が定められた期限までに納付されていない場合には、原則として法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、利息に相当する額が課される。<br>○ 不納付加算税:源泉徴収した税金を期限内に納めなかったときに課される。 |